

リサイクルポート中城湾港

利用促進マニュアル

平成23年3月

沖 縄 県

< 目 次 >

1. 本マニュアル作成の趣旨	1
2. 中城湾港の概要	2
3. 本マニュアルの基本的な視点	3
4. 本マニュアルの適用範囲	4
5. 廃棄物に該当するかどうかの確認	6
5. 1 廃棄物の定義	6
6. 中城湾港を利用した循環資源輸送	8
6. 1 産業廃棄物の輸送	9
6. 2 一般廃棄物の輸送	11
6. 3 有価物の輸送	13
7. 循環資源の輸送に必要な手続き、選定、確認等	15
7. 1 収集運搬業者の選定（Ⅰ）	15
7. 2 中城湾港における廃棄物の取り扱い（Ⅱ）	22
8. 港湾管理者への手続き、確認等（Ⅲ）	24
8. 1 中城湾港における循環資源の取り扱い	24
8. 2 港湾施設の使用許可の申請	25
8. 3 荷姿・荷役・保管等の注意事項	26
8. 4 原状回復の義務	28
9. 相談窓口	29

◆本マニュアルの問い合わせ先

本マニュアルに関する問い合わせは、「沖縄県土木建築部港湾課」へご連絡ください。
沖縄県港湾課および関係機関の連絡先は29ページに掲載しています。

1. 本マニュアル作成の趣旨

21世紀に入り、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を特徴とする社会システムは、天然資源の枯渇、地球温暖化問題など、地球規模での環境問題を深刻化させており、持続可能な社会への転換が、世界、日本の緊急の課題となっています。

わが国では、循環型社会形成推進基本法をはじめ、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律など、循環型社会の構築に向けた取組みを推進する法制度が整備されつつあります。また、リサイクル、リユース事業などの推進をするため、国では循環資源の広域輸送を支えるリサイクルポート（国土交通省）やエコタウン（経済産業省）などが進められており、沖縄県では沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄振興計画」や「沖縄県廃棄物処理計画（第二期）」などの取組みが展開されています。

沖縄県は離島県という地域特性があり、離島における廃棄物の資源化には、処理施設の不足、処理コストの負担増などの課題を抱えています。中城湾港新港地区は、離島からの海上輸送が不可欠な中で港湾背後にリサイクル施設の集積があること、循環資源の県外輸送も可能なことなどから離島と沖縄本島間の連携による処理困難物対策や廃棄物の輸送等に適しているとして、国土交通省に申請したところ平成15年4月に静脈物流拠点港（リサイクルポート）として指定されました。

本マニュアルは、中城湾港を利用する皆様が、円滑かつ適正に循環資源を輸送することができるよう、必要な手続き・考慮すべき点などをまとめた「リサイクルポート中城湾港利用促進マニュアル」として作成したものです。

中城湾港を活用した循環型社会の構築に向けて、本マニュアルをお役立てください。

◆用語解説

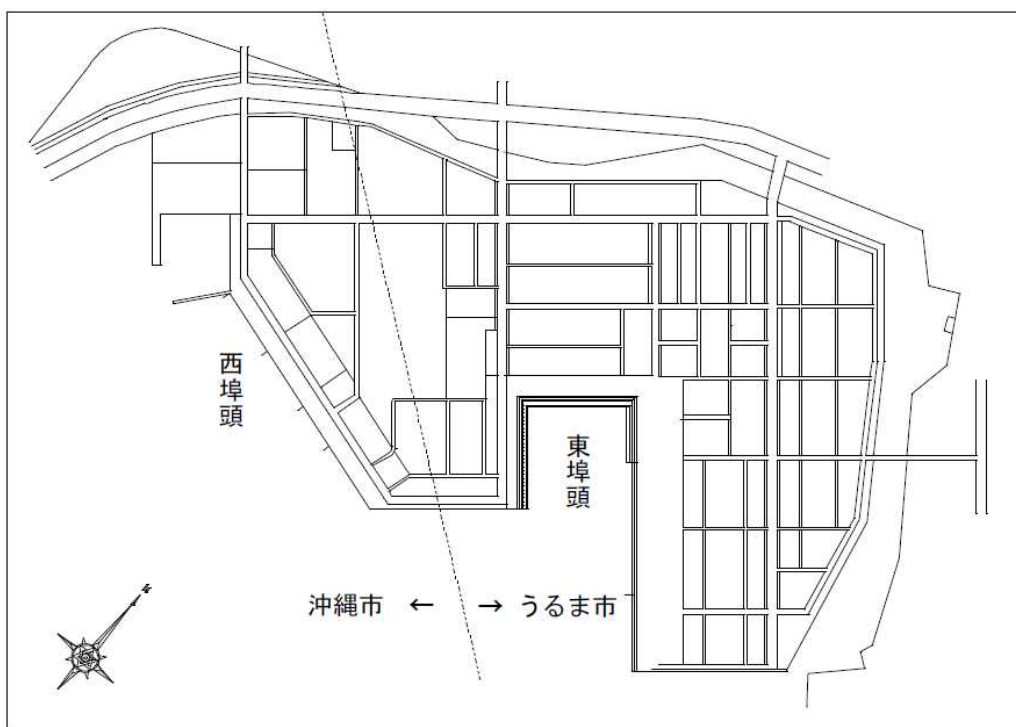
- ・循環資源：リサイクルあるいは中間処理される貨物
- ・リサイクルポート：正式名「静脈物流拠点港」の通称。
- ・静脈物流拠点港：港湾管理者の申請を受けて、国土交通大臣が指定する。
- ・静脈物流：原産地から消費者までの物品の動きを動脈物流と呼び、消費者が利用した後の物品の動きを静脈物流と呼ぶ。
- ・重要港湾：「国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の利害に重大な関係を有する港湾」（港湾法第二条第2項）
- ・政令で定める市：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条で定める市
- ・都道府県等：都道府県＋政令で定める市

2. 中城湾港の概要

- 1) 中城湾港は沖縄本島の南東部に位置する重要港湾です。
- 2) 中城湾港は13地区からなり、リサイクルポートの拠点として新港地区があります。
- 3) 新港地区は2市にまたがっており、西埠頭は沖縄市、東埠頭はうるま市に位置します。
- 4) 中城湾港新港地区は、臨海部に鉄鋼、食品関係等の企業が立地しています。
- 5) 主な取り扱い貨物は砂利・砂などの鉱産品が多数を占め、飼肥料、セメントなどの化学工業品が続きます。



中城湾港（新港地区） 航空写真（平成20年7月）



中城湾港新港地区 概略図

3. 本マニュアルの基本的な視点

本マニュアルは、以下の視点から作成しました。

- 1) 循環資源の輸送に中城湾港新港地区を利用する事業者を対象
- 2) 法律、条例の遵守
- 3) 必要な手続き、確認事項の明示
- 4) 相談窓口の明示

1) 循環資源の輸送に中城湾港新港地区を利用する事業者を対象

本マニュアルは、循環資源の輸送において中城湾港新港地区を利用する排出事業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、港湾運送事業者、海上輸送事業者）、リサイクル事業者、市町村を対象とし、より中城湾港が利用しやすくなるようにマニュアルを作成しました。

2) 法律、条例の遵守

沖縄県では県が管理する港湾施設の利用方法、手続き等について「沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）」を策定しておりますので、中城湾港新港地区を利用する際は条例に則った手続き等が必要です。

循環資源は、その性状などにより、廃棄物に分類されるものが含まれています。廃棄物を取り扱う場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下、「廃棄物処理法」）を遵守し、適切に取り扱う必要があります。

本マニュアルは国内での輸送のみを対象としております。外国との輸出入を行う場合には、関税法、外為法、バーゼル法等の規制対象となることがあります。

3) 必要な手続き、確認事項の明示

循環資源を適切に取り扱うには、様々な手続き、確認事項があります。中には、ある手続きや確認を終えてからでないと、次の手続き等へ進めない場合があります。

本マニュアルでは、よりスムーズに中城湾港が利用できるように、必要な手続き、確認事項を解説しています。

4) 相談窓口の明示

循環資源を適切に取り扱おうとする場合、取り扱い方法の選定など、判断に迷う場合があると思います。

本マニュアルでは、中城湾港を利用した循環資源の輸送に必要な手続き、確認事項毎に相談窓口を明記しています。

4. 本マニュアルの適用範囲

(1) 本マニュアルの対象貨物

本マニュアルの対象貨物は、中城湾港新港地区で移出入される循環資源です。
循環資源は、廃棄物と有価物¹⁾に分けられます。
取り扱う貨物が廃棄物に該当する場合は、「廃棄物処理法」を遵守する必要があります。
取り扱う貨物が有価物に該当する場合は、一般貨物と同様の扱いになります。

1) 廃棄物と有価物に分けられる循環資源

循環資源は、廃棄物と有価物に分けられます。

取り扱う貨物が廃棄物に該当するかどうかは、その貨物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断してください。

有価物としては、古紙、金属スクラップなど、原材料として有価で取引されるものがあります。

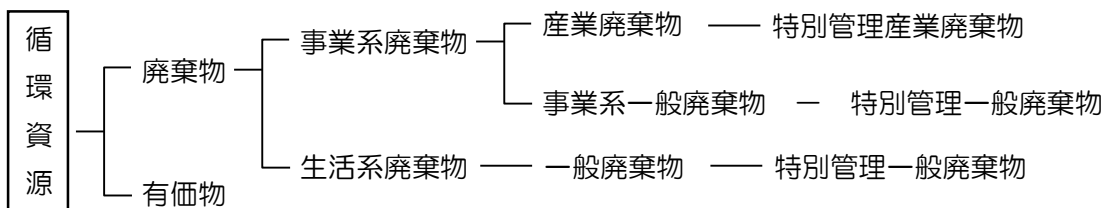


図4-1 性状、排出の状況によって異なる廃棄物と有価物の関係

性状や有償での取引の有無等を基準として、廃棄物でないものを「有価物」とする

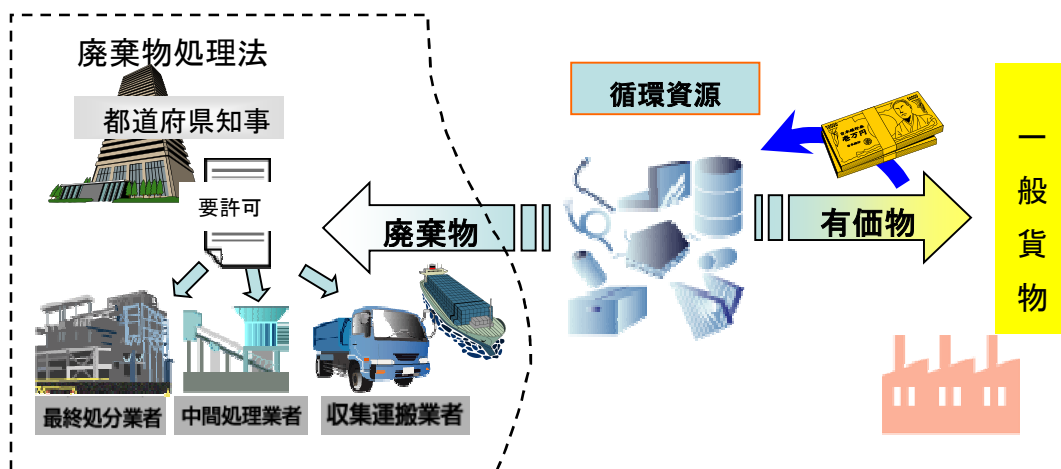


図4-2 処理状況によって異なる循環資源

(2) 関係する民間事業者の整理

本マニュアルでは、中城湾港新港地区を利用した循環資源の輸送に関係する民間事業者を、排出事業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、港湾運送事業者、海上輸送事業者）、リサイクル事業者¹⁾の三業者に整理しています。

1) 関係する民間事業者の整理

① 本マニュアルでは、循環資源の輸送に関係する民間事業者を以下のように整理しています。

- ◆排出事業者 : 事業活動に伴い、循環資源を排出する事業者。
- ◆収集運搬業者 : 循環資源の収集運搬を行う事業者。業務内容により、陸上輸送事業者、港湾運送事業者、海上輸送事業者に分けられます。
循環資源が廃棄物である場合は、収集運搬業者は循環資源の積み込み及び積み下ろしを行う地域の都道府県知事等より、「廃棄物収集運搬業の許可」を取得していなければなりません。
- ・陸上輸送事業者 : トラック等により循環資源を輸送する事業者。
- ・港湾運送事業者 : 船舶に循環資源を積み込みおよび積み下ろしする事業者。
- ・海上輸送事業者 : 船舶により循環資源を輸送する事業者。
- ◆リサイクル事業者 : 循環資源をリサイクルまたは中間処理する事業者。
循環資源が廃棄物である場合は、リサイクル業者は事業者所在地の都道府県知事等より、「廃棄物処分業の許可」を取得していなければなりません。

【排出事業者】



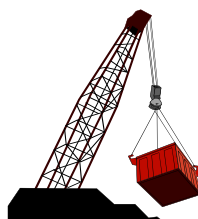
【収集運搬業者】

陸上輸送事業者
港湾運送事業者
海上輸送事業者

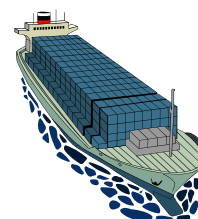
【リサイクル事業者】



陸上輸送事業者



港湾運送事業者



海上輸送事業者

5. 廃棄物に該当するかどうかの確認

5. 1 廃棄物の定義

循環資源が産業廃棄物に該当する場合、一般廃棄物に該当する場合、廃棄物に該当しない場合（有価物）、により取り扱い方法、収集運搬できる事業者、必要な手続き等が大きく異なります。

循環資源が「廃棄物（産業廃棄物₁）、一般廃棄物₂）」に該当するかどうかの判断が難しい場合は、産業廃棄物の可能性があるならば排出元の都道府県、一般廃棄物の可能性があるならば排出元の市町村担当窓口にお問い合わせください。

1) 産業廃棄物の定義

産業廃棄物は、「廃棄物処理法」により、以下のように定義されています。

表5-1 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	代表例
1 燃え殻	石炭がら、灰がす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物
2 污泥	製造工程で生じる泥状のもの、ビルピット汚泥、排水処理後に残る泥状のもの浄水場の沈殿地汚泥
3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、シンナー、アルコール等の廃溶剤類、タールピッチ類
4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸（水素イオン濃度 pH2 を超えるもの）
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液（pH12.5 未満のもの）
6 プラスチック	ポリ塩化ビニールくず、ポリエチレンくず、ポリエスチレンくず、発砲スチロールくず、合成ゴムくず、合成繊維くず、廃タイヤ（合成ゴム系）
7 ゴムくず	天然ゴムくず
8 金属くず	研磨くず、切削くず、缶類
9 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ビン、煉瓦くず、工作物の改築、除去に伴って生じたコンクリートくず以外のもの
10 鉱さい	高炉等の残さい、ノロ、ボタ、廃鑄物砂、不良鉱石
11 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリート・アスファルト破片その他これらに類する不要物
12 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの
13 紙くず	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの 新聞業（新聞巻取扱紙を使用して印刷発行をおこなうもの）に係るもの 出版業（印刷出版を行うもの）に係るもの 製本業・印刷物加工業に係るもの 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） PCBが塗布され、又は染みこんだもの
14 木くず	木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）に係るもの パルプ製造業に係るもの 輸入木材の卸売業に係るもの 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） PCBが染みこんだもの 物品賃貸業に係るもの（平成20年4月1日より） 貨物の流通のために使用したパレットに係るもの（平成20年4月1日より）
15 繊維くず	繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）に係る天延繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） PCBが染みこんだもの
16 動植物性残さ	食品製造業 医薬品製造業 香料製造業 において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
17 動植物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる不要物
18 家畜ふん尿	畜産農業に係るもの
19 家畜の死体	畜産農業に係るもの
20 その他	燃えがら、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類または上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

2) 一般廃棄物の定義

一般廃棄物は、「廃棄物処理法」により、産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。
一般廃棄物に該当するものは、家庭ゴミやペットボトル・空き缶等の資源ごみなどです。

廃棄物とは？

・廃棄物とは、自ら利用し、または、他人に有償で売却できないため不要になった物のことです。廃棄物であるかないかは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価格の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案し、判断されます。

・例えば、コンクリート破片を土地造成のために有効利用しようとしても、そのコンクリート破片が他人に有償売却できないような不要物である限り、土地造成は廃棄物の埋立処分とみなされ、廃棄物処理法に違反します。この場合、再生したとしても有効利用するものが各種の基準を満たし、客観的に見て有価物であることが必要です。

6. 中城湾港新港地区を利用した循環資源の輸送

循環資源の輸送は、排出事業者・市町村とリサイクル業者が循環資源の収集運搬、処分についての契約をすることから始まります。契約から、中城湾港新港地区を利用した循環資源の輸送が開始されるまでの流れと関係者の役割¹⁾を図・表にまとめました。

(9ページから14ページ)

7章、8章では、中城湾港新港地区を利用した循環資源の輸送を行う際に「必要な手続き」、「行政に相談・確認することにより円滑な輸送ができると考えられる事項」、「収集運搬業者の選定時の配慮事項」について解説しております。

1) 中城湾港新港地区を利用した循環資源の輸送に必要な手続き等

① 循環資源が、産業廃棄物、一般廃棄物、有価物のいずれに該当するかにより、中城湾港新港地区を利用した循環資源の輸送に必要な手続き等が異なります。

それぞれのページにお進みください。

産業廃棄物に該当・・・「6. 1 産業廃棄物の輸送」(9ページ)へ

一般廃棄物に該当・・・「6. 2 一般廃棄物の輸送」(11ページ)へ

有価物に該当・・・「6. 3 有価物の輸送」(13ページ)へ

6. 1 産業廃棄物の輸送

(1) 産業廃棄物の輸送フロー図

産業廃棄物を、中城湾港新港地区を利用して輸送する場合のフロー図は、以下のようになります。

フロー図にある、「収集運搬業者の選定（Ⅰ）」「中城湾港における廃棄物の取り扱い（Ⅱ）」については7章、「港湾管理者への手続き、確認等（Ⅲ）」については8章で解説しています。

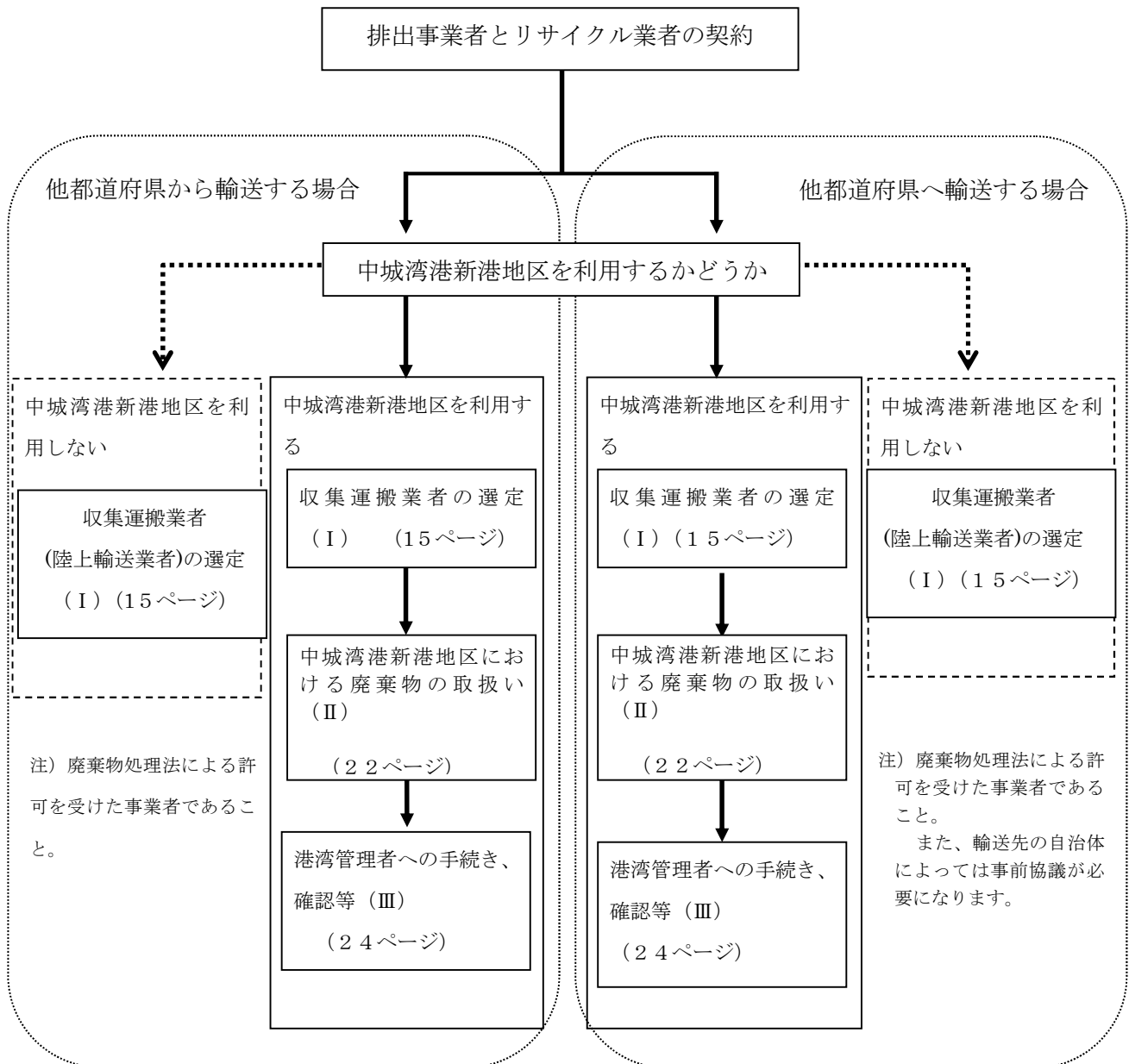


図6-1 中城湾港新港地区を利用した
循環資源（産業廃棄物）輸送が開始されるまでのフロー図

(2) 関係者の役割

産業廃棄物の輸送に必要な手続き、選定、確認等の関係者は、以下の通りです。

「収集運搬業者の選定（Ⅰ）」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）です。

「中城湾港における廃棄物取り扱い方法の検討（Ⅱ）」の関係者は、排出事業者、リサイクル事業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、沖縄県文化環境部環境整備課、沖縄県中部福祉保健所です。

「港湾管理者への手続き、確認等（Ⅲ）」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、中城湾港建設事務所です。

上記（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）について、関係する事業者、行政窓口は以下の通りです。

このうち、関係する事業者、行政窓口等は「◎」、状況により関係する可能性のある事業者、行政窓口等は「○」で示してあります。

表 6 - 1 産業廃棄物の輸送における関係者の役割

		排出事業者	リサイクル業者	収集運搬業者			沖縄県文化環境部環境整備課	沖縄県中部福祉保健所	沖縄市環境課 又はうるま市環境課	沖縄県土木建築部 中城湾港建設事務所
				陸上輸送事業者	海上輸送事業者	港湾運送事業者				
収集運搬業者の選定 (Ⅰ)	沖縄県内を輸送する場合の陸上輸送業者の選定 P 17	◎	○	◎						
	中城湾港新港地区での港湾運送事業者の選定 P 18	◎	○			◎				
	中城湾港新港地区一相手港間の海上輸送業者の選定 P 18	◎	○		◎					
	相手港での港湾運送事業者の選定 P 19	◎	○			◎				
	他都道府県での陸上輸送業者の選定 P 20	◎	○	◎						
中城湾港新港地区における廃棄物の取扱い(Ⅱ) P 22	○	○	○	○	◎	○	○			
港湾管理者への手続き、確認等(Ⅲ) P 24	○	○	○	○	◎				◎	

6. 2 一般廃棄物の輸送

(1) 一般廃棄物の輸送フロー図

一般廃棄物を、中城湾港新港地区を利用して輸送する場合のフロー図は、以下のようになります。

フロー図にある「収集運搬業者の選定 (I)」「中城湾港新港地区における廃棄物の取り扱い (II)」「港湾管理者への手続き、確認等 (III)」については7章、「港湾管理者への手続き、確認等 (III)」については8章で解説しています。

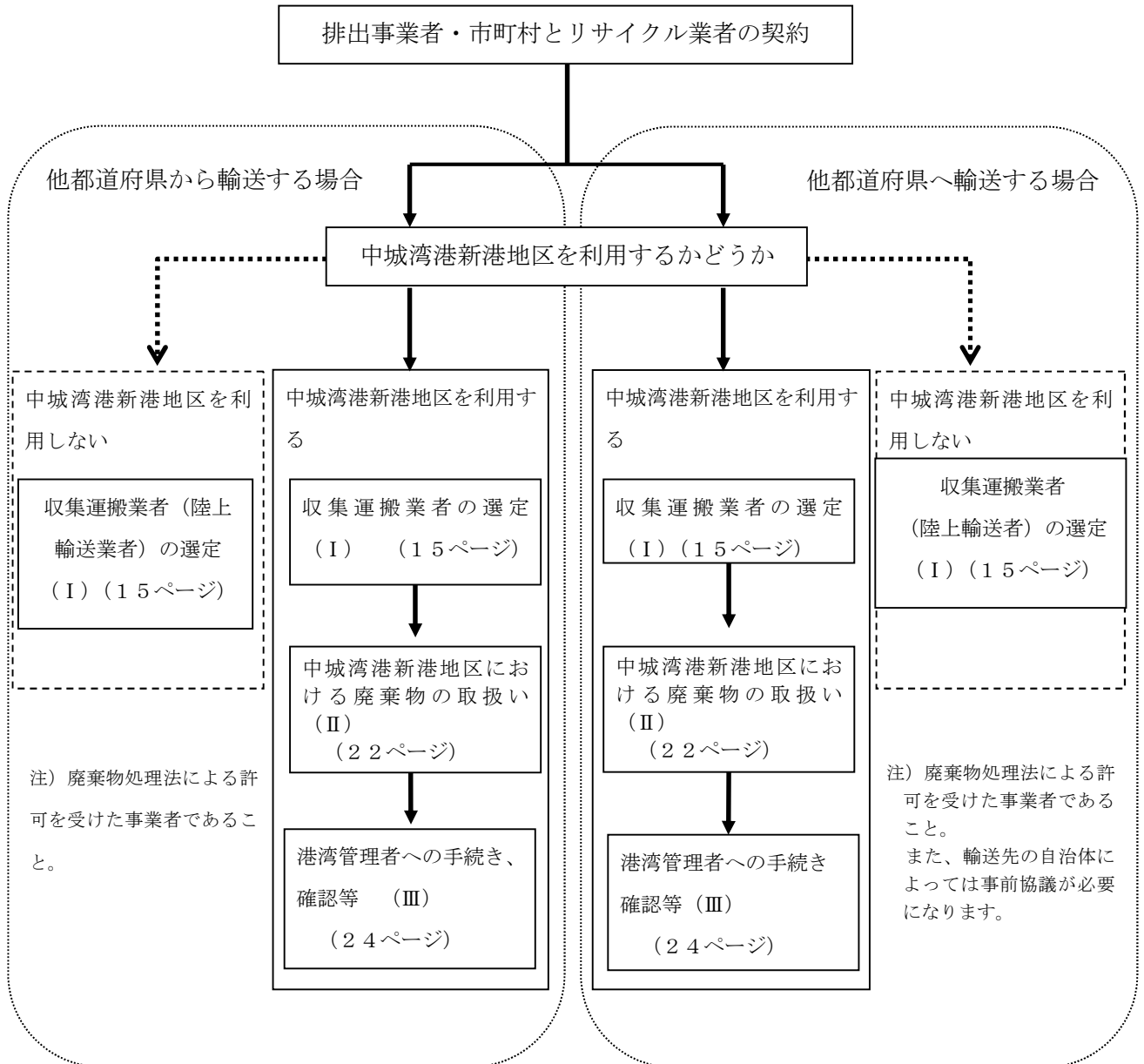


図6-2 中城湾港新港地区を利用した循環資源（一般廃棄物）輸送が開始されるまでのフロー図

(2) 関係者の役割

一般廃棄物の輸送に必要な手続き、選定、確認等の関係者は、以下の通りです。

「収集運搬業者の選定（Ⅰ）」の関係者は、排出事業者、市町村、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）です。

「中城湾港新港地区における廃棄物の取り扱い（Ⅱ）」の関係者は、排出事業者、市町村、リサイクル事業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、沖縄市環境課又はうるま市環境課です。

「港湾管理者への手続き、確認等（Ⅲ）」の関係者は、排出事業者、市町村、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾運送事業者）、中城湾港建設事務所です。

上記（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）について、関係する事業者、行政窓口は以下の通りです。

このうち、関係する事業者、行政窓口等は「◎」、状況により関係する可能性のある事業者、行政窓口等は「○」で示してあります。

表 6-2 一般廃棄物の輸送における関係者の役割

		排出事業者	市町村 (排出者)	リサイクル業者	収集運搬業者			沖縄県文化環境部 環境整備課	沖縄県中部福祉 保健所	沖縄市環境課 又はうるま市環境課	沖縄県土木建築部 中城湾港建設事務所
					陸上輸送事業者	海上輸送事業者	港湾運送事業者				
収集運搬業者の選定 (Ⅰ)	沖縄県内を輸送する場合の陸上輸送業者の選定 P17	◎	◎	○	◎						
	中城湾港新港地区での港湾運送事業者の選定 P18	◎	◎	○			◎				
	中城湾港新港地区一相手港間の海上輸送業者の選定 P18	◎	◎	○		◎					
	相手港での港湾運送事業者の選定 P19	◎	◎	○			◎				
	他都道府県での陸上輸送業者の選定 P20	◎	◎	○	◎						
中城湾港新港地区における廃棄物取り扱い(Ⅱ) P22	○	○	○	○	○	◎			○		
港湾管理者への手続き、確認等(Ⅲ) P24	○	○	○	○	○	◎				◎	

6. 3 有価物の輸送

(1) 有価物の輸送フロー図

有価物を、中城湾港新港地区を利用して輸送する場合のフロー図は、以下のようになります。

フロー図にある「収集運搬業者の選定（Ⅰ）」については7章、「港湾管理者への手続き、確認等（Ⅲ）」については8章で解説しています。

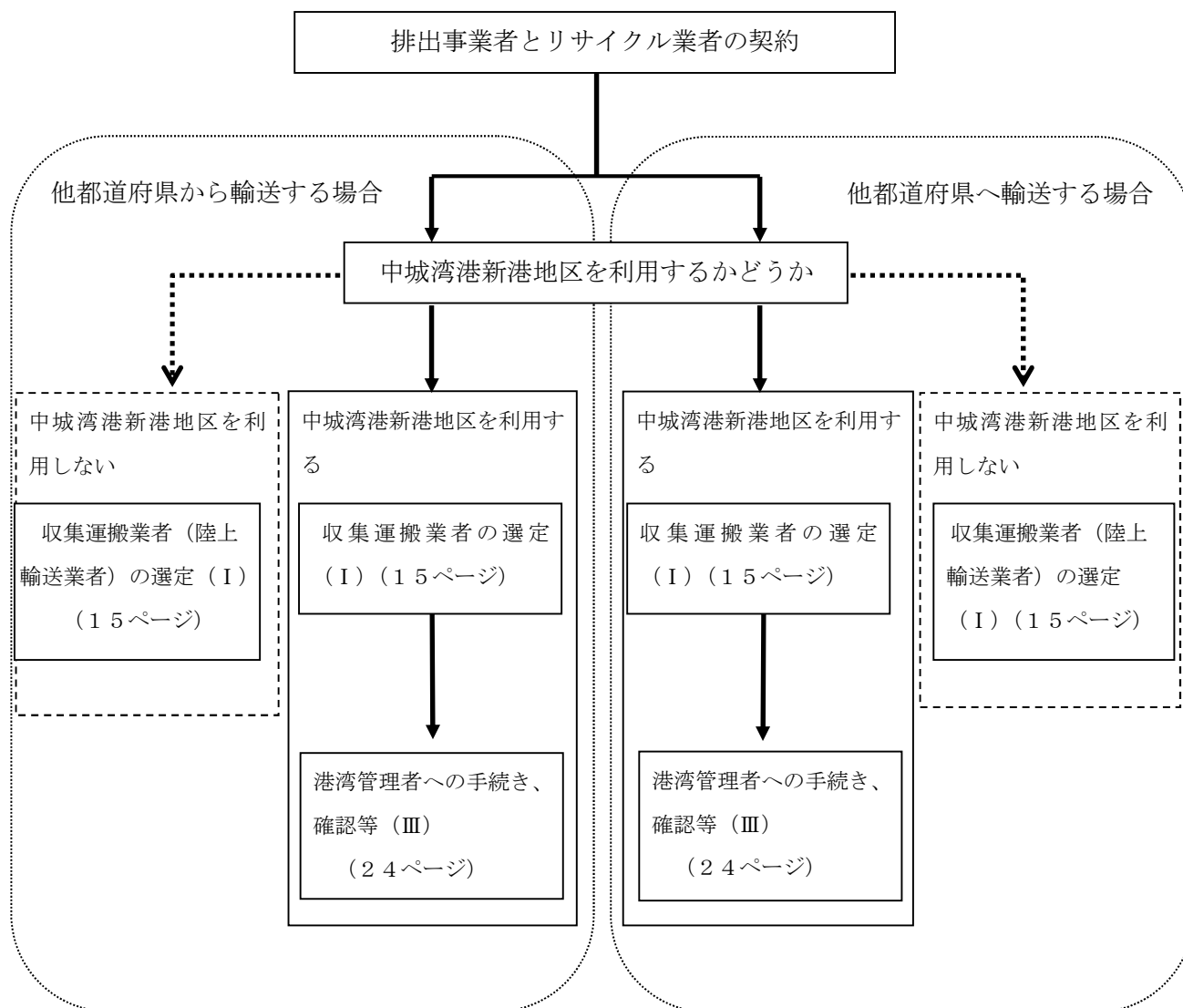


図6-3 中城湾港新港地区を利用した循環資源（有価物）輸送が開始されるまでのフロー図

(2) 関係者の役割

有価物の輸送に必要な手続き、選定、確認等の関係者は、以下の通りです。

「収集運搬業者の選定（Ⅰ）」の関係者は、排出事業者、市町村、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾輸送事業者）です。

「港湾管理者への手続き、確認等（Ⅲ）」の関係者は、排出事業者、リサイクル業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、海上輸送事業者、港湾輸送事業者）、中城湾港建設事務所です。

上記（Ⅰ）、（Ⅲ）について、関係する事業者、行政窓口は以下の通りです。

このうち、関係する事業者、行政窓口は「◎」、状況により関係する可能性のある事業者、行政窓口は「○」で示してあります。

表 6-3 有価物の輸送における関係者の役割

	排出事業者	リサイクル業者	収集運搬業者			沖縄県文化環境部環境整備課	沖縄県中部福祉保健所	沖縄市環境課 又はうるま市環境課	沖縄県土木建築部 中城湾港建設事務所
			陸上輸送事業者	海上輸送事業者	港湾輸送事業者				
収集運搬業者の選定（Ⅰ）	沖縄県内を輸送する場合の陸上輸送業者の選定 P 17	◎	○	◎					
	中城湾港新港地区での港湾輸送事業者の選定 P 18	◎	○			◎			
	中城湾港新港地区－相手港間の海上輸送業者の選定 P 18	◎	○		◎				
	相手港での港湾輸送事業者の選定 P 19	◎	○			◎			
	他都道府県での陸上輸送業者の選定 P 20	◎	○	◎					
中城湾港新港地区における廃棄物の取扱い（Ⅱ） P 22 ※									
港湾管理者への手続き、確認等（Ⅲ） P 24	○	○	○	○	◎				◎

※有価物は廃棄物に該当しないので、（Ⅱ）にかかる事項はありません。

7. 循環資源の輸送に必要な手続き、選定、確認等

7. 1 収集運搬業者の選定（I）

中城湾港新港地区を利用した循環資源の輸送を行う事業者¹⁾は、以下の事業者です。

輸送しようとする循環資源が産業廃棄物²⁾、一般廃棄物³⁾、有価物⁴⁾のいずれかによって、輸送を行うことができる事業者が異なります。

- (1) 沖縄県内を輸送する場合の陸上輸送事業者（下図の陸上輸送事業者A）
- (2) 中城湾港新港地区の港湾運送事業者（港湾運送事業者B）
- (3) 中城湾港新港地区—相手港間の海上輸送事業者（海上輸送事業者C）
- (4) 相手港の港湾運送事業者（港湾運送事業者D）
- (5) 相手港—排出地／目的地間の陸上輸送事業者（陸上輸送事業者E）

1) 中城湾港新港地区を利用した循環資源輸送を行う事業者

①海上輸送により循環資源を輸送する場合、以下の収集運搬業者が携わることになります。

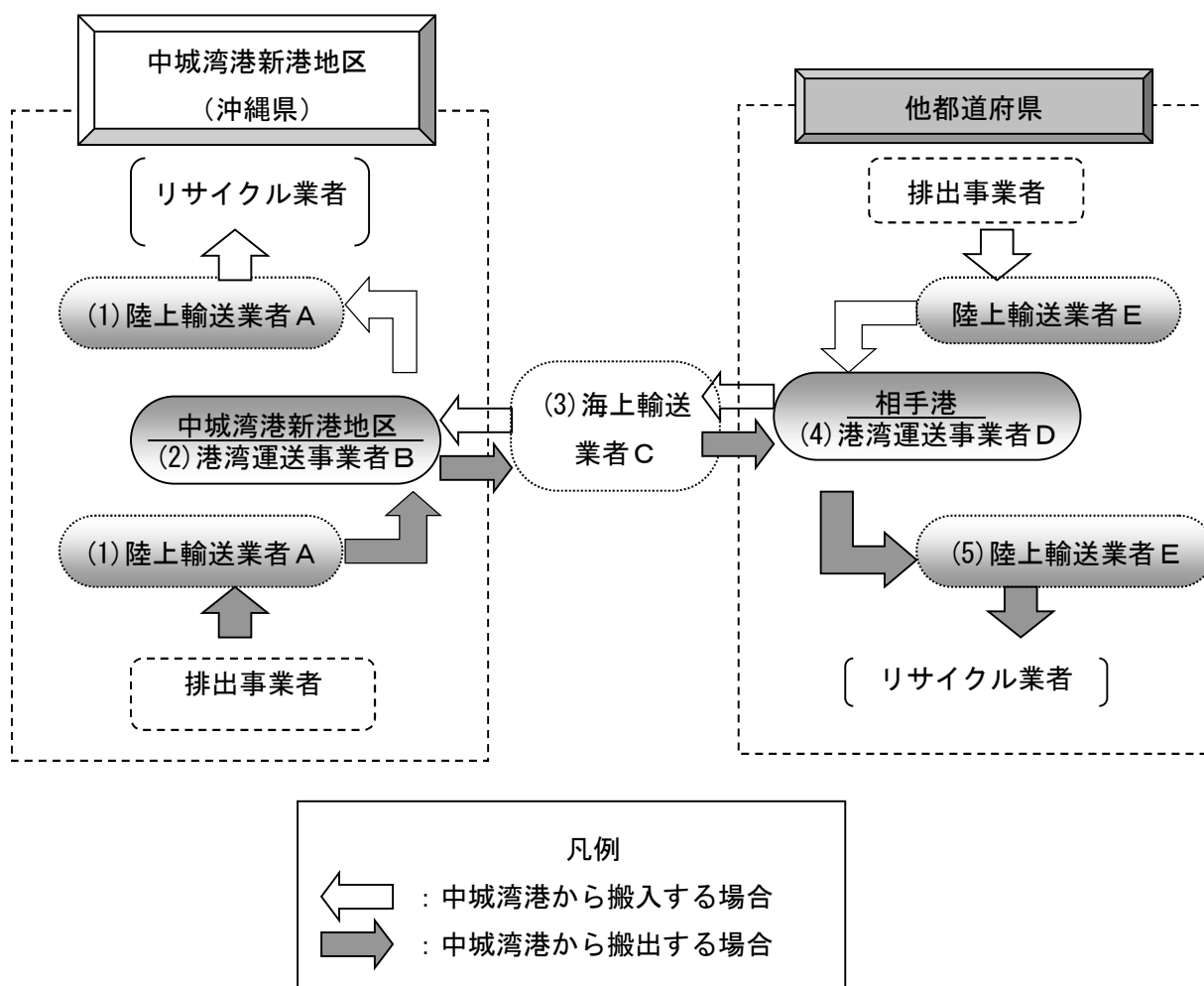


図7-1 収集運搬業者の役割

2) 循環資源が産業廃棄物に該当する場合

①産業廃棄物を収集運搬することができるのは、「産業廃棄物収集運搬業」の許可を有する事業者に限られます。

②廃棄物処理法により、「廃棄物の排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められております。排出事業者の皆様は、廃棄物処理法に基づき適正な収集運搬を行う産業廃棄物収集運搬業者を選定してください。

3) 循環資源が一般廃棄物に該当する場合

①一般廃棄物を収集運搬することができるのは、「一般廃棄物収集運搬業」の許可を有する事業者に限られます。

②廃棄物処理法により、「市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」「廃棄物の排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められております。市町村、排出事業者は、廃棄物処理法に基づき適正な輸送を行う一般廃棄物収集運搬業者を選定してください。

4) 循環資源が有価物に該当する場合

①循環資源が有価物に該当する場合、一般貨物の輸送と同様に収集運搬業者を選定してください。

排出事業者による廃棄物収集運搬事業者の選定

- (1) 沖縄県内を輸送する場合の陸上輸送事業者Aの選定…………… 17 ページへ
- (2) 中城湾港新港地区の港湾運送事業者Bの選定…………… 18 ページへ
- (3) 中城湾港新港地区一相手港間の海上輸送事業者Cの選定…………… 18 ページへ
- (4) 相手港の港湾運送事業者Dの選定…………… 19 ページへ
- (5) 相手港一排出地／目的地間の陸上輸送事業者Eの選定…………… 20 ページへ

(1) 沖縄県内を輸送する場合の陸上輸送事業者Aの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、沖縄県の産業廃棄物収集運搬業の許可¹⁾を有する陸上輸送事業者を選定してください。

取り扱う循環資源が一般廃棄物に該当する場合、排出地／目的地市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可²⁾を有する陸上輸送事業者を選定してください。

1) 沖縄県の産業廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者

①取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合には、沖縄県の産業廃棄物収集運搬業の許可を有する陸上輸送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者の選定にあたっては、依頼したい廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

②どの事業者が該当するのか不明の場合は、沖縄県や(社)沖縄県産業廃棄物協会のホームページに掲載されている許可事業者の名簿等を参考に選定して下さい。

2) 排出地／目的地市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者

①取り扱う循環資源が一般廃棄物である場合には、一般廃棄物を排出した市町村および目的地市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する陸上輸送事業者を選定してください。

②どの事業者が該当するか不明な場合は、排出地／目的地に該当する市町村にご相談ください。

(2) 中城湾港新港地区の港湾運送事業者Bの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、沖縄県の産業廃棄物収集運搬業の許可 1) を有する港湾運送事業者を選定してください。

取り扱う循環資源が一般廃棄物に該当する場合、沖縄市又はうるま市の一般廃棄物収集運搬業の許可 2) を有する港湾運送事業者を選定してください。

1) 沖縄県の産業廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者

- ①取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合には、沖縄県の産業廃棄物収集運搬業の許可を有する港湾運送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者の選定にあたっては、依頼したい廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。
- ②どの事業者が該当するのか不明の場合は、沖縄県や(社)沖縄県産業廃棄物協会のホームページに掲載されている許可事業者の名簿等を参考に選定して下さい。

2) 沖縄市又はうるま市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者

- ①取り扱う循環資源が一般廃棄物である場合には、新港地区西埠頭利用の場合は沖縄市、同地区東埠頭利用の場合はうるま市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する港湾運送事業者を選定してください。
- ②該当する事業者が不明な場合は、沖縄市またはうるま市にご相談ください。

(3) 中城湾港一相手港間の海上輸送事業者Cの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、中城湾港新港地区と相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可 1) を有する海上輸送事業者を選定してください。

取り扱う循環資源が一般廃棄物に該当する場合、中城湾港新港地区と相手港での一般廃棄物収集運搬業の許可 2) を有する海上輸送事業者を選定してください。

1) 中城湾港と相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者

- ①取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合は、以下の許可を有する海上輸送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者の選定にあたっては、依頼したい廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

表7-1 産業廃棄物を輸送できる海上輸送事業者Cの要件

相手港所在地がイ県口市の場合	要件
口市が政令で定める市の場合	①沖縄県の産業廃棄物収集運搬業の許可取得 ②口市の産業廃棄物収集運搬業の許可取得
口市が政令で定める市でない場合	①沖縄県の産業廃棄物収集運搬業の許可取得 ②イ県の産業廃棄物収集運搬業の許可取得

②どの事業者が該当するのか不明の場合は、各都道府県等や産業廃棄物協会等のホームページに掲載されている許可事業者の名簿等を参考に選定して下さい。

2) 中城湾港と相手港での一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者

①取り扱う循環資源が一般廃棄物である場合は、以下の許可を有する海上輸送事業者を選定して下さい。

表 7-2 一般廃棄物を輸送できる海上輸送事業者Cの要件

	要件
相手港所在地が伊県口市の場合	①沖縄市又はうるま市の一般廃棄物収集運搬業の許可取得 ②口市の一般廃棄物収集運搬業の許可取得

②どの事業者が該当するのか不明な場合は、新港地区西埠頭利用の場合は沖縄市、同地区東埠頭利用の場合はうるま市、相手港については所在地の市町村にご相談ください。

(4) 相手港の港湾運送事業者Dの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可 1) を有する港湾運送事業者を選定して下さい。

取り扱う循環資源が一般廃棄物に該当する場合、相手港での一般廃棄物収集運搬業の許可 2) を有する港湾運送事業者を選定して下さい。

1) 相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者

①取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合は、以下の許可を有する港湾運送事業者を選定して下さい。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者の選定にあたっては、依頼したい廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

表 7-3 産業廃棄物を輸送できる港湾運送事業者Dの要件

相手港所在地が伊県口市の場合	要件
口市が政令で定める市の場合	①口市の産業廃棄物収集運搬業の許可取得
口市が保健所政令市でない場合	②伊県の産業廃棄物収集運搬業の許可取得

②相手港の港湾運送事業者に心当たりがないという場合は、相手港の港湾管理者や中城湾港の港湾運送事業者、海上運送事業者等にご相談ください。

2) 相手港での一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者

①取り扱う循環資源が一般廃棄物である場合は、以下の許可を有する港湾運送事業者を選定してください。

表 7-4 一般廃棄物を輸送できる港湾運送事業者Dの要件

	要件
相手港所在地がイ県口市の場合	①口市の一般廃棄物収集運搬業許可の取得

②相手港の港湾運送事業者に心当たりがない場合は、相手港の港湾管理者や中城湾港の港湾運送事業者、海上輸送事業者等にご相談ください。

(5) 相手港一排出地/目的地間の陸上輸送事業者Eの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、相手港と排出地/目的地の都道府県等の産業廃棄物収集運搬業の許可¹⁾を有する陸上輸送事業者を選定してください。

取り扱う循環資源が一般廃棄物に該当する場合、相手港と排出地/目的地での一般廃棄物収集運搬業の許可²⁾を有する陸上輸送事業者を選定してください。

1) 相手港と排出地/目的地での産業廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者

①取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合は、相手港、排出地/目的地がある都道府県等の産業廃棄物収集運搬業の許可を有する陸上輸送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者の選定にあたっては、依頼したい廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

・相手港と排出地/目的地が同じ都道府県イにある場合は、イ県の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

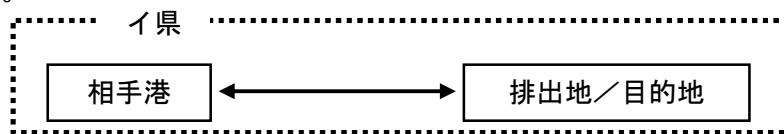


図 7-1 相手港と排出地/目的地が同じ県にある場合

・相手港と排出地/目的地が別々の都道府県にある場合は、イ県とハ県の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

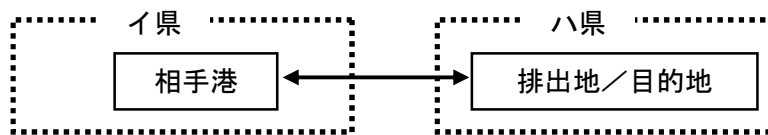


図 7-2 相手港と排出地/目的地が異なる県にある場合

②相手港、排出地／目的地の所在地が、政令で定める市の場合は、その市の産業廃棄物収集運搬業の許可を有する陸上輸送事業者の中から選定してください。

③陸上輸送事業者には心当たりがない場合は、搬出地／目的地の港湾運送事業者、海上輸送事業者、相手港の港湾運送事業者等にご相談ください。

2) 相手港と排出地／目的地での一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者

①取り扱う循環資源が一般廃棄物である場合は、相手港、排出地／目的地がある市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する陸上輸送事業者を選定してください。

・相手港と排出地／目的地が同じ市町村にある場合は、口市の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

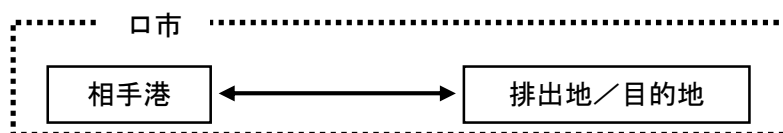


図7-3 相手港と排出地／目的地が同じ市町村にある場合

・相手港と排出地／目的地が別々の市町村にある場合は、口市と二町の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

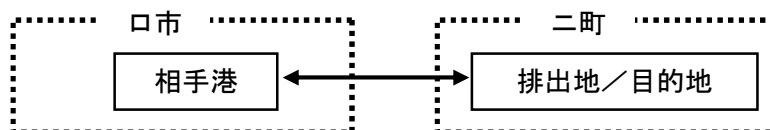


図7-4 相手港と排出地／目的地が異なる市町村にある場合

②陸上輸送事業者には心当たりがない場合は、搬出地／目的地の港湾運送事業者、海上輸送事業者、相手港の港湾運送事業者等にご相談ください。

7. 2 中城湾港新港地区における廃棄物の取り扱い（Ⅱ）

輸送する循環資源が廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物）の場合、廃棄物処理法を遵守し、適切に取り扱ってください。

- ①取り扱う循環資源が廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物）の場合、廃棄物処理法を遵守した取り扱いが必要です。
- ②廃棄物処理法では、廃棄物の発生から処分まで、各段階に応じてそれぞれ基準が定められています。例えば、収集運搬の基準の一つとして、「廃棄物が飛散、流出しないようにすること。」と定められています。よくご確認の上、適切に取り扱って下さい。

表7-5 廃棄物処理法による廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物）の
収集、運搬、処分等の基準（一部抜粋）

う 場 合	収 集 運 搬 の み 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物が飛散、流出しないようにすること。 ・ 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないようにすること。 ・ 収集又は運搬のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障が生じないようにすること。 ・ 運搬車、運搬容器等は、廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭が生じないものであること。
せ て 行 う 場 合	積 み 替 え も 併	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲に囲いが設けられ、積み替え施設であることが表示されていること。 ・ 積み替えの場所から廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が生じないようにすること。 ・ ねずみが生息しないように、また、蚊・はえその他の害虫が発生しないようにすること。
て 行 う 場 合	保 管 も 併 せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記積み替えの基準に加え、保管は積み替えを行う場合を除き行わないこと。 ・ 周囲に囲いが設けられ、保管施設であることが表示されていること。 ・ 搬入された廃棄物の量が、適切に保管できる数量を超えないこと。 ・ 廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が生じないようにすること。

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』より

③特別管理産業廃棄物を取り扱う場合、廃棄物処理法では前述の産業廃棄物の処理基準に加えさらに以下の処理基準等が定められています。よくご確認のうえ、適切に取り扱って下さい。

表 7-6 廃棄物処理法による特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物の
収集、運搬、処分等の基準（一部抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> ・人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。 ・他の物と混合しないよう区分して収集、運搬すること。 ・その性状に応じて、容器に入れ密閉するなど必要な措置を講じること。 ・収集運搬の際には特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物の種類、取り扱いに関する注意事項を記載した文書を携帯すること。（運搬容器に表示されている場合を除く。） ・感染性廃棄物の場合は、必ず運搬容器（密閉できること、収納しやすいこと、損傷しにくいこと）に収納すること。 <p style="text-align: right;">『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』より</p>
--

④処理基準を遵守した取り扱い方法は、廃棄物の種類、性状、荷姿等によって異なります。ご不明な点については、関係機関へご相談ください。

表 7-7 飛散防止・流出防止・悪臭防止対策の例

	対 策 例
飛散防止対策	散水、シートで覆う、密閉した容器に入れるなど
流出防止対策	シートを敷く、コンクリートのたたきを設置する、周囲に側溝を設置するなど
悪臭防止対策	シートで被う、容器に密閉するなど

8. 港湾管理者への手続き、確認等（Ⅲ）

8. 1 中城湾港新港地区で取り扱える循環資源

循環資源が廃棄物の場合、「廃棄物処理法」を遵守する必要があります¹⁾。

「沖縄県港湾管理条例」では、港湾での循環資源の取り扱いについて、有価物と廃棄物を区別して規制する規則は定めておりません²⁾。

取り扱う循環資源の性状をよく把握し、適切に取り扱ってください³⁾。

1) 「廃棄物処理法」の遵守

輸送する循環資源が廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物）の場合は、廃棄物処理法を遵守した取り扱いをする必要があります。

（「7. 2 中城湾港新港地区における廃棄物の取り扱い（Ⅱ）」参照）

2) 「沖縄県港湾管理条例」では循環資源の取り扱いに対する規則は定めていません。

沖縄県では、中城湾港を含む沖縄県が管理する港湾（注1）について、循環資源の取り扱いに関して、有価物・廃棄物を区別して規制する規則は定めておりません。

（有価物・廃棄物を問わず、土地・建物の汚損や、貨物等の放置・散乱等は禁止しております。）

3) 適切な取り扱いをお願いします

循環資源の中には、性状により、港湾施設を汚損する可能性があるもの、他の利用者の迷惑となる可能性があるもの、周辺住民の迷惑となる可能性があるもの等がありますので、適切にお取り扱いください。

（注1）沖縄県が管理する港湾

沖縄県が管理する港湾は重要港湾3港（運天港、金武湾港、中城湾港）と地方港湾33港、避難港2港の合計38港です。

その他の県内重要港湾である那覇港は那覇港管理組合、平良港は宮古島市、石垣港は石垣市がそれぞれ管理しています。

那覇港、平良港、石垣港での循環資源の取り扱いルールは、沖縄県が管理する港湾と異なる場合がありますので、3港を利用する場合は各港湾管理者にお問い合わせください。

8. 2 港湾施設の使用許可の申請

中城湾港新港地区の公共港湾施設を利用する場合は、有価物、廃棄物に関係なく「沖縄県港湾管理条例」において定められている、港湾施設の使用許可申請1)を行ってください。

1) 港湾施設の使用許可の申請

循環資源の輸送に中城湾港の港湾施設を利用する場合、一般貨物と同様、以下の書類を中城湾港建設事務所へ提出してください。

表 8-1 中城湾港の港湾公共施設を利用する際に必要な書類

港湾施設名 等		書類名
入(出)港時		入(出)港届
荷役・保管時	岸壁、物揚場又はさん橋	岸壁・物揚場・さん橋使用許可(変更)申請書 (第3号様式(条例施行規則第6条関係))
	上屋、荷捌き地又は野積場	上屋・荷捌き地・野積場使用許可申請書 (第4号様式(条例施行規則第6条関係))
	港湾施設用地、旅客施設又は事務所	港湾施設用地旅客施設・事務所使用許可申請書 (第6号様式(条例施行規則第6条関係))

沖縄県が管理する港湾施設の使用料は、「沖縄県港湾管理条例」により、以下のとおり定められています。

表 8-2 港湾施設使用料（沖縄県管理施設のみ）

	区 分	使 用 料
入港時	外航船舶 その他の船舶	※中城湾港では入港料を徴収していません。
岸壁 棧橋 物揚場	外航船舶(総トン数20トン以上の船舶)	係留1回(継続するものは24時間までを1回とする)、総トン数1トンにつき、4円
	内航船舶(総トン数20トン以上の船舶)	係留1回(継続するものは24時間までを1回とする)、総トン数1トンにつき、4.20円
荷捌地	15日以内	1㎡、1日につき、5.25円(ただし初日は無料)
	16日以降	1㎡、1日につき、10.50円
野積場	一般使用	15日以内：4.20円/㎡・日 16日以降：8.40円/㎡・日
	専用使用	105円/㎡・月
上屋	一般使用	15日以内：9.45円/㎡・日 16日以降：18.90円/㎡・日
	専用使用	283.50円/㎡・月

8. 3 荷姿・荷役・保管等の注意事項

中城湾港新港地区において、循環資源を取り扱う場合、荷役あるいは積み替え保管する場合は、一般貨物を取り扱う場合と同様、「飛散、流出、悪臭の防止」「他の利用者に迷惑をかけない」ような荷姿¹⁾・荷役方法・保管方法²⁾実施し、使用期間についても遵守³⁾してください。

循環資源の荷姿・荷役・保管方法に関し、ご不明な点については、沖縄県中城湾港建設事務所へご相談ください。4)

1) 循環資源の荷姿

バルク状の循環資源は、荷役時などに飛散、落下をしやすいため、港湾施設や他の貨物の汚損がないような対策を行ってください。特に海面への循環資源の落下は、水質悪化や水産物への風評被害発生、内港泊地の埋没等の発生が懸念されるため、岸壁と船舶間に落下防止用シートを設置する等の十分な対策を行ってください。

フレコンバック、コンテナ等の輸送用容器を使用しない場合は、岸壁上に鉄板等を敷設する、ホッパーを利用するなど、港湾施設の汚損を防止する対策を検討してください。

臭気の強い循環資源を取り扱う場合は、密閉した容器に入れる、容器の開口部をシートで被うなど、臭気が埠頭外へ拡散しないよう十分注意してください。

2) 中城湾港新港地区における循環資源の荷役・保管方法

中城湾港新港地区において循環資源を取り扱う場合は、一般貨物を取り扱う場合と同様に、以下の「港湾施設利用上の注意」に沿った形で、荷役・積み替え保管を行ってください。

港湾施設利用上の注意

- ・飛散、流出、海面落下、悪臭の防止
- ・他の利用者に迷惑をかけない

表8-3 荷役、積み替え保管時の対策の例

	対 策 例
飛散防止対策	散水、シートで覆う、密閉した容器に入れるなど
流出防止対策	シートを敷く、コンクリートのたたきを設置する、周囲に側溝を設置するなど
悪臭防止対策	シートで被う、密閉した容器に入れるなど
汚損防止対策	囲いをする、エプロンに鉄板を敷くなど
落下防止対策	船舶と岸壁の間にシートを張るなど

3) 使用期間の遵守

循環資源を港湾施設に保管する場合は、他の利用者に迷惑にならないよう使用許可申請書に記載する使用期間を遵守してください。

4) 相談窓口

「港湾施設利用上の注意」に沿った取り扱い方法は、循環資源の種類、性状、荷姿等によって異なります。ご不明な点については、沖縄県中城湾港建設事務所までご相談ください。

8. 4 原状回復の義務

中城湾港新港地区を利用した場合は、沖縄県港湾管理条例により、原状回復が義務付けられています。

港湾施設を汚損・破損してしまった場合は、原状回復するとともに沖縄県中城湾港建設事務所へご連絡ください。 1)

1) 原状回復および沖縄県中城湾港建設事務所へのご連絡

港湾施設を汚損（荷役時に循環資源を飛散、落下させる等）した場合は、清掃等を行い元の状態に戻してください。

また港湾施設を破損してしまった場合は、できる限り応急手当をするとともに、速やかに沖縄県中城湾港建設事務所までご連絡の上、指示に従って下さい。

9. 相談窓口

リサイクルポート中城湾港に関連するご相談・お問合せ内容ごとの窓口は、以下の通りです。

窓口	電話番号（FAX番号） ホームページURL	ご相談・お問合せ内容例
国		
国土交通省港湾局 国際・環境課	03-5253-8684 http://www.mlit.go.jp/	・リサイクルポート政策について
経済産業省産業技術環境局 リサイクル推進課	03-3501-4978 http://www.meti.go.jp/	・3R政策について ・個別のリサイクル法について
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	03-3581-3351 http://www.env.go.jp/	・廃棄物処理法について ・廃棄物等の輸出入について
第11管区海上保安本部 中城海上保安部	098-938-7118（098-921-1611） http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/nakagusuku/	・中城湾港の港則法に関する手続について
沖縄県（港湾管理者）		
土木建築部 港湾課	098-866-2395（098-866-2468） https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboboku/kowan/index.html E-mail : aa062006@pref.okinawa.lg.jp	・本マニュアルについて
中城湾港管理所	098-938-7711（098-938-7653） https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/doboku-chubu/nakagusukuwanko/16273.html	・中城湾港新港地区の使用・占用許可等について
沖縄県（環境関係）		
文化環境部 環境整備課	098-866-2231（098-866-2235） http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=71	・沖縄県の産業廃棄物、一般廃棄物の取り扱いについて
中部福祉保健所	098-938-9787（098-938-9779） http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=76&id=10533&page=1	・産業廃棄物処理の監視指導に関すること
関係市町村		
沖縄市 環境課	098-939-1212（代表） http://www.city.okinawa.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=61	・沖縄市の一般廃棄物処理の監視指導に関すること
うるま市 環境課	098-973-5594 http://www.city.uruma.lg.jp/1/169.html	・うるま市の一般廃棄物処理の監視指導に関すること
その他の相談窓口		
リサイクルポート推進協議会	03-5443-5386（03-5443-5412） http://www.rppc.jp/	・リサイクルポートについて
(社)沖縄県産業廃棄物協会	098-890-4360（098-890-4361） http://www.oki-sanpai.jp	・沖縄県内の許可業者について